

交通安全情報

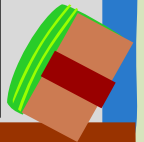
R3・4
警視庁交通部

4月1日施行

自転車の幼児用座席に子供を乗せる時のルールが緩和されました



	幼稚園・保育園等		小学校
年齢等	5歳	6歳	6・7歳
改正前	同乗可能 ○	同乗不可 ×	同乗不可 ×
	緩	和	変更 なし
改正後	同乗可能 ○		同乗不可 ×



(旧) 16歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に、幼児(6歳未満)1人を乗車させることができる

(新) 小学校就学の始期に達するまでの者1人と緩和されました。(上図のとおり)

※道路交通法第57条 東京都道路交通規則第10条

こんな乗せ方はできません...!

NO!!
できない

1

抱っこ

1 2 3

前後一人ずつ、さらに
おんぶ

OK
お願い

子供の命を守るため

- ヘルメットを被せる
- 座席のシートベルトの着用をお願いします。

子供の命を守るのは親の責務です。

ルールを守って正しく乗りましょう。

16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗せる場合には「幼児2人同乗用自転車」(運転者のための乗車装置及び特別の構造又は装置を有する自転車)を使わなければいけません。「幼児2人同乗用自転車」以外の自転車の前後に幼児用座席を取付けて乗せることはできません。

※すでに2人を乗せている場合には、運転者はさらに幼児を背負って運転することはできません。

子どもが亡くなった悲しい事故も起きています

子どもを前抱っこして電動アシスト自転車を運転し、転倒して抱っこしていた子どもが頭を強く打ち付け、亡くなってしまうという悲しい事故が起きています。正しい自転車の乗せ方を守って、子どもを守りましょう!

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

警視庁
公認サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

